

令和4年度第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議における主な意見に対する県の考え方

No	概要	第2回推進会議における主な意見	県の考え方																
1	学校現場での周知について	・学校現場での県制度の周知はどうなっているのか。教員だけではなく、児童にも制度の周知が出来れば一番良いと思う。	<ul style="list-style-type: none"> ・公立・県立学校においては、令和5年5～6月に小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の人権教育主任会議において県制度のリーフレットを配布。県内全ての人権教育主任に周知ができた。 ・私立学校においては、高知県私立中学高等学校連合会（随時開催）にて県制度について情報共有予定。 <p>※その他学校現場での取組については、人権教育・児童生徒課より別途説明。</p>																
2	子ども向けの周知について	・被害に遭っていることを気づかせるツールや、声をあげることが大事であることを伝える子ども向けの周知をお願いしたい。保護者に対しても、被害が発覚した時に子どもを叱らず子どもは被害者であることを周知してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5～7月に、県内中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専門学校全てに「性暴力被害者サポートセンターこうち」のステッカー及びチラシを配布。被害に遭った際の相談窓口の周知を実施した。 ・全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身につけることができるよう、各学校、各市町村教育委員会宛てに発達段階に応じた実践事例集を周知し、「生命（いのち）の安全教育」を実施している。（保健体育課にて） <div style="text-align: center;">  <p>←生命（いのち）の安全教育のための教材 （各段階別）及び指導の手引き</p> </div>																
3	こうち被害者支援センターへ相談に来られる方の経緯や流れについて	・県の実施した広報の効果がどの程度あるのか、どういった経緯でセンターに相談に来ているケースが多いのかなど分析した方が良い。	<p>【令和4年度 相談の端緒】</p> <table border="0"> <tr> <td>・他機関（法テラス、弁護士、女性相談支援センター等）</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>・ホームページ</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>・マスメディア（TV、新聞、ラジオ等広報全般）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>・リーフレット</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>・警察（警察の教示や警察からの情報提供）</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>・その他（知人、友人、家族等）</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>・不明</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>154人</td> </tr> </table>	・他機関（法テラス、弁護士、女性相談支援センター等）	45人	・ホームページ	22人	・マスメディア（TV、新聞、ラジオ等広報全般）	13人	・リーフレット	8人	・警察（警察の教示や警察からの情報提供）	8人	・その他（知人、友人、家族等）	31人	・不明	27人	合計	154人
・他機関（法テラス、弁護士、女性相談支援センター等）	45人																		
・ホームページ	22人																		
・マスメディア（TV、新聞、ラジオ等広報全般）	13人																		
・リーフレット	8人																		
・警察（警察の教示や警察からの情報提供）	8人																		
・その他（知人、友人、家族等）	31人																		
・不明	27人																		
合計	154人																		